

## ②所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

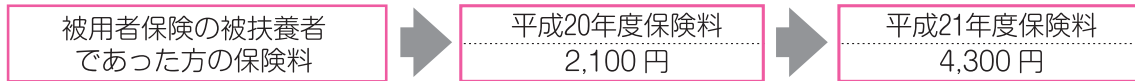
### 例) 年金収入 180 万円の場合

\* 軽減判定 180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円(軽減に該当)

\* 所得割 27万円×9.63%×5割＝13,000円(年間保険料のうち所得割額分)

## ③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。



※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わります。

### 被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

## ●保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合がありますので、詳しくは、町民課生活環境グループへお問い合わせください。

## ●保険料のお支払期間について

☆納入通知書又は口座振替により保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
6月1日から 同月末日まで	7月1日から 同月末日まで	8月1日から 同月末日まで	9月1日から 同月末日まで	10月1日から 同月末日まで	11月1日から 同月末日まで

☆年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

(年6回の年金定期払いの際に、年金から自動的に保険料がお支払いとなります。)

仮 徴 収			本 徴 収		
4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には前年度の2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を三期に分けて納めます。		

※加入時期や平成20年度2月分保険料の年金からのお支払いの状況によっては、4月から始まる年金からのお支払いではなく、納入通知書又は口座振替によるお支払いになる場合があります。

**保険料は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)を支える大切な財源です。  
納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願い致します。**

## ●新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいています保険証(被保険者証)は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。

7月に回覧によりご案内をしますので、更新手続きをしてください。

## ●健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。

自分の健康状態を知り生活習慣を見直すために自覚症状がなくても、年1回の健康診査をすすんで受けて健康管理に努めましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話011-290-5601

お住まいの市町村 町民課 生活環境グループ 電話 5-1115